



甲府地区広域行政事務組合消防本部告示第3号

甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和51年10月15日条例第5号）第42条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のように定める。

平成26年8月20日

甲府地区広域行政事務組合
消防長 水野 栄



- 1 主催する者が出店を認める露店等の数が、100店舗以上となる規模の催しとして計画されている催しであること。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。